○美祢市住宅団地販売奨励金交付要綱

平成29年3月23日

告示第43号

改正　令和元年9月30日告示第84号　　令和3年3月9日告示第72号

（趣旨）

第１条　この告示は、市住宅団地の分譲促進を図るため、市と市住宅団地内の宅地の分譲を希望する者（以下「分譲希望者」という。）との仲介を行った事業者（以下「仲介業者」という。）に対し、美祢市住宅団地販売奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　宅地　住宅、店舗及び社宅の建築に供する土地をいう。

(2)　市住宅団地　次に掲げる団地をいう。

ア　大嶺町東分字来福台地内の団地（「美祢住宅団地」）

イ　美東町長田字西河島地内の団地（「長田定住団地」）

ウ　秋芳町岩永本郷字西ノ上地内の団地（「旦住宅団地」）

(3)　分譲　宅地の所有権を有償で譲渡することをいう。

(4)　仲介　分譲の成立のため、市と分譲希望者の間に入って取引を仲立ちすることをいう。

(5)　所有権移転　分譲に係る代金の完納後、宅地の引渡しが完了し、所有権が分譲希望者に譲渡されることをいう。

（奨励金の交付対象土地）

第３条　奨励金の交付の対象となる宅地（以下「対象宅地」）は、市住宅団地において市が分譲を行う宅地とする。

（奨励金の対象者）

第４条　奨励金の交付の対象となる者は、市住宅団地の分譲のため、市と分譲希望者との仲介を図り、所有権移転までの一連の業務を行った仲介業者で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1)　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許（以下「宅地建物取引業免許」という。）を有し、かつ、関係法令による業務停止処分等を受けていないこと。

(2)　分譲希望者から仲介に関する報酬を受けていない又は受ける見込みがないこと。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号

に規定する暴力団員でない者で、かつ、同条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（仲介業者の届出）

第５条　対象宅地について仲介し、奨励金の交付を受けようとする仲介業者は、あらかじめ住宅団地販売紹介書（別記様式第1号）により、市長に届け出るものとする。

（奨励金の額）

第６条　奨励金の額は、仲介した対象土地の価格を合計した額について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1)　対象土地の価格を合計した額のうち2,000,000円以下の部分　その額に100分の5.5を乗じて得た額

(2)　対象土地の価格を合計した額のうち2,000,000円を超え、4,000,000円以下の部分　その額に100分の4.4を乗じて得た額

(3)　対象土地の価格を合計した額のうち4,000,000円を超える部分　その額に100分の3.3を乗じて得た額

（奨励金の申請）

第７条　奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所有権移転の日から30日以内に住宅団地販売奨励金交付申請書（別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)　宅地建物取引業免許を有する事業者であることが証明できる書類の写し

(2)　誓約書（別記様式第3号）

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　奨励金の交付の申請は、1分譲希望者につき1者とする。

（奨励金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、奨励金の交付の可否を決定したときは、その旨を住宅団地販売奨励金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定するに際して、必要な条件を付することができる。

（奨励金の請求）

第９条　前条第1項の規定により、奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、住宅団地販売奨励金請求書（別記様式第5号）により、奨励金を市長に請求するものとする。

（奨励金の交付決定の取消し及び返還）

第10条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、中止し、又は交付を受けた金額の返還を命ずることができる。この場合において、当該取消しに係る部分について、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1)　この告示に違反したとき。

(2)　偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(3)　所有権移転後において、当該宅地に係る所有権移転登記手続が分譲希望者の責めに帰すべき事由により履行できなかったとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか、奨励金を交付することについて、不適当と認める事由が生じたとき。

（その他）

第11条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（令和元年告示第84号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附　則（令和3年告示第72号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。